

公 示 日：2026 年 7 月 15 日（水）

調達管理番号：26a00423

国 名：ベトナム

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：ベトナム国 AI 駆動型モビリティ・プラットフォームを用いたカー
ボンニュートラルで健康的な都市に関するプロジェクト（SATREPS）
詳細計画策定調査（機材調達支援）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：機材調達支援
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）契約履行期間（予定）：2026 年 8 月下旬から 2026 年 11 月上旬
- （2）業務人月：1.22
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
8 日 14 日 7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2026 年 7 月 29 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 7 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	機材調達に係る各種調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム政府は 2021 年の COP26 においてカーボンニュートラル 2050 を宣言しており、同目標達成の行動計画には、温室効果ガス（GHG）排出量の削減、グリーンで持続可能な都市開発と建築材料の研究・製造・使用、気候変動に対応するための DX の加速が掲げている。また、NDC では 2030 年までの自助努力による温室効果ガス（GHG）排出量を BAU 比で 15.8%削減（国際支援で 43.5%削減）という目標を掲げている。一方で、地方気候変動行動計画等の制度整備は進められているものの、高精度な都市・交通・環境データの不足、地域間での政策実行能力の格差、政策効果の定量評価フレームの未整備といった課題が依然として残されている。なお、政府は本研究の対象地域のダナン市をスマートシティおよびカーボンニュートラルモデル都市として位置づける中、中部の中核都市として急速な都市化、高齢化、交通渋滞、大気汚染、インフラ老朽化といった複合的課題が顕在化している。

かかる状況を踏まえ、ベトナム政府より地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）が我が国に要請された。本事業は、ハノイ工科大学等と広島大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力により、ベトナム・ダナン市を対象に、交通行動、都市構造、環境データを統合解析し、AI およびデジタルツイン技術を活用し、交通に起因する CO₂排出量の推計、将来シナリオの分析、政策効果を評価するツールを開発・実装することによって、データ駆動型 EBPM（エビデンスに基づく政策決定）を確立し、脱炭素と社会的包摂を同時に実現する新しい都市モデル形成を支援するものである。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）は、日本の研究代表機関が JICA との契約の受託者となり、当該契約に基づき原則として本邦調達の資機材を当該研究代表機関が機材の購入および輸送を実施するスキームとなっている。

SATREPS は採択後、本体実施までの準備段階で日本の研究代表機関による団員同行の下、JICA が詳細計画策定調査を実施し、事業内容や途上国側研究機関との役割分担等を協議の上 RD に取りまとめる。同段階において、資機材調達にかかる現地環境や輸出入制約を十分確認することは、本体事業実施段階で日本の研究代表機関が実施する資機材調達を円滑に進めるために極めて重要である。

本業務は詳細計画策定調査の中で、日本の研究代表機関が本体事業実施段階で調達する資機材の調達条件や制約を確認し SATREPS 事業の実施者となる日本の研究代表機関による仕様書作成や調達計画の策定を側面支援するもの。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、SATREPS 及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、大学側が作成した添付機材リストから、それぞれの機材の製造メーカー、価格、代替品の有無、現地代理店等の基礎情報を調査の上、大学側との事前面談を行い、大学側の海外向け調達実績や現地調達の実現性、研究に必要な機材の詳細情報を入手し、機材調達支援団員（コンサルタント）として1週間程度、現地に単独で派遣する。帰国後は、事前・現地調査結果をふまえた、途上国側の機材調達の実現性、及び大学等が、本邦調達かあるいは現地調達が効率的か機材の購入方法を提案し、大学等が機材調達するための通関、免税等の情報、機材調達する際の留意事項等の提案を含む報告書の提出を求める。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 準備業務（2026 年 8 月下旬～2026 年 9 月中旬）

事前調査・面談：調達予定機材の基本的な情報収集及び、大学等へのヒアリングを行い（なお大学等によっては共同研究機関等への調査の可能性があり）、以下の確認・資料収集を行う。

- ① 機材リストおよび仕様、調達経緯
- ② 使用目的・用途、調達地（本邦・現地）判断理由
- ③ 過去の機材のトラブル・懸念事項の有無
- ④ 質疑応答を通じた背景把握・調査準備

（2） 現地業務（2026 年 9 月下旬～2026 年 10 月上旬）

現地の受入研究機関や設置予定施設、調達機材のメーカー現地代理店等への訪問を通じ、以下を中心に確認する。なお、JICA ベトナム事務所、ベトナム側関係者等との協議・打合せ・現地調査に適宜参加する。

- ① 機材導入ニーズと環境適合性及び価格調査
 - － 使用目的、頻度、現地技術レベルとの整合性

- 設置場所の寸法、電源（電圧・周波数・プラグ形状）、搬入経路
- 周辺インフラ（電力・水道・空調等）
- 保管・保守体制、人員配置の有無、（メーカー現地代理店）支援体制・サービスレベル・サービス要員の技術レベル等の調査
- 現地調達した場合の価格の調査

② 調達・輸出入規制に係る確認

- 対象機材が現地で輸入禁止・制限対象か否か
- HS コード・輸入許認可制度の確認
- 輸入者の適格性、必要書類、通関フロー図の作成
- 現地規制（禁輸、特殊許認可制度）の有無

③ 税制・免税手続き調査

- 免税制度の適用範囲と条件
- VAT の発生有無と免税可否
- 免税不可時の予算措置の確認

④ 機材の輸送・通関・納品までの物流フロー調査

- 通関・保税倉庫の混雑やリードタイム確認
- 通関遅延・保管リスクの調査
- 航空便・船便頻度、荷役・保険体制の調査
- （大陸内陸国等を対象とした）輸送経路・輸送日数・手段等の確認

（３）整理業務（2026 年 10 月中旬～2026 年 11 月上旬）

① 本邦調達と現地調査結果からの検証

- 現地調達を行った場合と本邦調達（+輸送コスト）等の比較
- 研究代表機関側の調達体制等を鑑みた、最善の調達方法の検討

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作

成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026 年 11 月 6 日（金）までに提出。

以下を含む「機材調達実現性調査報告書」を添付し、電子データをもって提出する。

- 機材調達（本邦・現地）の実現性評価
- 各国制度・法規制・物流条件の整理
- 想定されるリスクと回避策
- 関係者ヒアリング記録
- 添付資料（写真・通関書類・図表等）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他の留意事項

- 現地機関・輸出入当局との日程調整は、必要に応じ JICA 事務所が支援する
- 規制調査はできる限り正式な文書または当局職員の確認を得る
- 調査記録は定性的情報も含めて記録化する
- 報告書は、今後 JICA と大学の事業契約書締結、大学が調達を行う場合の入札図書案の基礎資料となるため、実現性ある記述を行う

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 9 月 27 日～10 月 10 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究者代表
- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 機材調達支援 (本コンサルタント)

これに加え、JICA と連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) からのオブザーバー参加があります

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：必要に応じて英語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一

チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp宛にご連絡ください。なお、資料は受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての仕様、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ・要請書（英文）
- ・案件概要表（和文）
- ・機材リスト

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・2026年度SATREPS新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20260416_11.html

- ・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における令和8年度新規採択研究課題の決定

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1842/index.html>

- ・以下が SATREPS で大学向けに案内している機材マニュアルである。同マニュアルに沿って、大学等が調達可能かについての提案を求めます。

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/SATREPS_01.pdf

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上